

「寝屋川市高齢者見守りネットワーク推進事業」に関する連携協定書

寝屋川市（以下「甲」という。）と寝屋川市内郵便局（以下「乙」という。）は、寝屋川市内の高齢者を地域全体で見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援することを目的として、寝屋川市高齢者見守りネットワーク推進事業実施要綱に基づき、以下のとおり協定を締結する。

（連携事項）

- 第1条 甲と乙は、寝屋川市高齢者見守りネットワークの構築に取り組み、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者の発見及び情報の連絡から支援に至るまで相互に可能な範囲で連携を図るものとする。
- 2 乙は、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を発見した場合、高齢介護室又は地域包括支援センターに情報の連絡を行う。
- 3 乙は甲の実施する高齢者施策に対し、可能な範囲で協力するものとする。
- 4 前項で定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは必要に応じ情報交換や協議を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

- 第2条 甲は乙に対して個人情報を伝えないこととし、乙は、この協定による事務を処理するための個人情報を適切に保護・管理するものとする。

（協定期間）

- 第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも改廃の申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協定の変更等）

- 第4条 甲又は乙が、正当な理由に基づいて相手方に対して協定の変更又は解除の申出をした場合は、甲乙協議の上、この協定を変更又は解除することができる。
- 2 甲は乙が次の各号に該当するときはこの協定を解除することができる。
- (1) 役員等（乙の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（免責事項）

第5条 甲は、第1条に定める事項に関し生じた問題等について、乙に責任を求めないものとする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定書は、協定の締結日から効力が発生する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

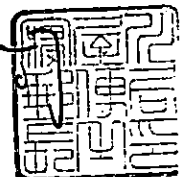
平成30年6月4日

甲 寝屋川市本町1番1号
寝屋川市
上記代表者 市長



Handwritten signature of the Mayor of Neyagawa City

乙 寝屋川市初町4番5号
寝屋川市内郵便局 代表
寝屋川郵便局長



Handwritten signature of the Representative of the Neyagawa Post Office